

新潟県立西新発田高等学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

本校では、すべての教職員が、「いじめ及びいじめ類似行為はどの生徒にも、どこの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、警察等の関係機関とも連携しながら、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが発生または疑われる事態を把握した際には、できるだけ早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処します。また、学校で発生したいじめ等が違法行為として取り扱われるべき事案では、所轄の警察署等の関係機関に直ちに相談・通報し、連携して対応します。

本基本方針には、「新潟県立西新発田高等学校いじめ防止基本方針行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。なお新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、基本方針ならびに行動計画におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとします。

1 定義

(1) いじめ（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ類似行為（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(3) 重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 組織的な対応に向けて

(1) 「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめの未然防止・早期発見・いじめ認知・いじめへの対処等に係る様々な活動を行うとともに、いじめが発生または疑われる事態を把握した際には、速やかに情報共有をし、早期の解決に向け組織的に対応します。

(2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上に努めます。

(3) 組織的、効果的にいじめ対策を実践するために、日頃から教職員の同僚性を高め、受容的・支持的・相互扶助的な人間関係づくりに努めます。

3 いじめの未然防止に向けて（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）

(1) 生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を実践します。

(2) 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして、いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない力を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。

(3) 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組むことができるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (5) 「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるために、教科やホームルーム活動、学校行事をとおして規則やルールを守ることの重要性を伝え、規範意識の醸成をはかります。また、生徒・教職員ともに市民社会のルールを尊重し、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指します。
- (6) ホームルーム活動や生徒会活動において、より良い学校生活を築くために、生徒が自主的に問題を見だし、協力して課題解決していく自発的な活動をとおして、円滑な人間関係の形成や公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を育成します。
- (7) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。
- (8) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や、「わかる授業」への取組を充実させます。

4 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- (2) アンケート調査や教育相談等の実施により、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) SNS を介したインターネット上のトラブルが増えていることから、教職員がインターネット問題を理解し、生徒の利用実態を把握できるように、職員研修等を通じて理解を深めます。
- (4) いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (5) いじめの発生または疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が問題を抱え込むことなく組織的に対応します。
- (6) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- (7) 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- (8) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

- (1) いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的かつ継続的に対応します。
- (2) いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、丁寧に指導します。
- (3) 生徒指導、教育相談、特別支援教育のそれぞれの分野の垣根を越えて、当該生徒に必要な支援体制を構築します。
- (4) 当該生徒の保護者に対して速やかに連絡するとともに説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力してその解決に向けて取り組めるようにします。
- (5) 生徒には、いじめについて自分の問題として捉えさせ、絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (6) いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組みます。解決した後も、双方の生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。
- (7) 生徒の安全・安心を確保する目的で、場合によっては家庭への連絡の前に医療機関、警察、児童相談所等の外部機関に対し情報提供を致します。
- (8) 事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処します。